

北海道石狩後志海区 定置漁業権に関する情報一覧

[illegible]

[illegible]

小樽小さけ定第3号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第4号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第5号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第6号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第7号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第8号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第9号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第10号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第11号	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、杵長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第3号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第4号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第5号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第6号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余小さけ定第7号	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	積丹郡積丹町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	5月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)5月1日から5月4日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
美小さけ定第1号	積丹郡積丹町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第1号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第2号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第3号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第4号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第5号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第6号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第7号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第8号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります

古小さけ定第9号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第10号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第11号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第12号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第13号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第14号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第15号	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
神小さけ定第1号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第2号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第3号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

神底さけ定第4号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第5号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第6号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神小さけ定第7号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第8号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第9号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
神底さけ定第10号	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月20日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月20日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜底さけ定第1号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

泊小さけ定第9号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第10号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第11号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第12号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊小さけ定第13号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第14号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第15号	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第1号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第2号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第3号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

岩小さけ定第44号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第45号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第46号	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第47号	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第48号	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第49号	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第1号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第2号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

寿小さけ定第13号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第14号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第15号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第16号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第17号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第18号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第19号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第20号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第21号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第22号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

寿底さけ定第43号	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第44号	磯谷郡蘭越町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第1号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島小さけ定第2号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第3号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第4号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第5号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第6号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第7号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

島小さけ定第18号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第19号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第20号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島小さけ定第21号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第22号	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。